

第1回 静岡県感染症対策連携協議会

日時：令和5年7月25日(火)17時00分～

場所：ホテルアソシア静岡

4階「カトレア」

(一部委員はWEB参加)

1 開 会

2 議 事

報告事項

- (1) 現在の新型コロナの状況及び他の感染症の動向

協議事項

- (1) 連携協議会の設置（会長及び副会長の選任）
- (2) 予防計画改定の進め方
- (3) 部会の設置

3 閉 会

令和5年度第1回 静岡県感染症対策連携協議会 出席者名簿

敬称略

区分	所属団体	団体職名	氏名	代理出席者	会場	WEB	
都道府県	静岡県	感染症対策担当部長	後藤 雄介		○		
		感染症管理センター長	後藤 幹生		○		
保健所設置市等	静岡市保健所	所長	田中 一成		○		
	浜松市保健所	所長	西原 信彦			○	
感染症指定医療機関	静岡市立静岡病院	理事長兼病院長	小野寺 知哉		○		
診療に関する学識経験者の団体	医師会	県医師会	会長	紀平 幸一	○		
	歯科医師会	県歯科医師会	会長	平野 明弘	○		
	薬剤師会	県薬剤師会	会長	岡田 国一		○	
	看護協会	県看護協会	会長	松本 志保子	○		
	職能団体	県精神科病院協会	副会長	山岡 功一	○		
		県病院協会	会長	毛利 博	○		
県慢性期医療協会		会長	木本 紀代子	○			
消防機関	県消防長会	会長	池田 悦章	静岡市消防局 警防部 救急担当部長 成澤 久央		○	
その他の関係機関	高齢者施設等の関係団体	県老人福祉施設協議会	相談役	石川 三義		○	
	介護・障害福祉サービス事業所の関係団体	県社会福祉協議会	会長	神原 啓文		○	
	保健所	県保健所長会	会長	木村 雅芳		○	
	地方衛生研究所等	環境衛生科学研究所	微生物部長	寺井 克哉		○	
	検疫所	名古屋検疫所清水検疫所支所	支所長(焼津出張所長/静岡空港出張所長)	佐藤 基英		○	
	教育機関	県教育委員会	教育部長	水口 秀樹		○	
	保健所設置市等以外の市町村等	焼津市	市長	中野 弘道			○
		小山町	町長	込山 正秀	住民福祉部長 小野 一彦	○	
	地域の实情に応じた幅広い関係機関	県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議	座長	倉井 華子		○	
		県立総合病院	院長	小西 靖彦	感染対策部長 袴田 康弘		○
		静岡がんセンター	総長	上坂 克彦		○	
		順天堂大学附属静岡病院	感染対策室長	岩神 真一郎			○
		浜松医科大学	学長	今野 弘之		○	
県弁護士会		-	永野 海			欠席	

※区分の内容・掲載順は、感染症法及び国通知に準じる。

出席委員

26

19

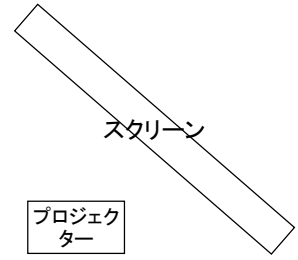
7

委員総数

27

令和5年度第1回 静岡県感染症対策連携協議会 座席表

(令和5年7月25日(火) 17:00～ 場所: ホテルアソシア静岡4階「カトリア」)



副会長
○

会長
○

副会長
○

プロジェクター

補助・速記

○ 浜松医科大学
今野 弘之委員

○ 静岡市保健所
田中 一成委員

○ 県社会福祉協議会
神原 啓文委員

○ 県保健所長会
木村 雅芳委員

○ 県環境衛生科学
研究所
寺井 克哉委員

○ 清水検疫所支所
佐藤 基英委員

○ 県教育委員会
水口 秀樹委員

○ 小山町
込山 正秀委員
(代理)

【WEB参加者】

・ 浜松市保健所
西原 信彦委員

・ 県薬剤師会
岡田 国一委員

・ 県消防長会
池田 悦章委員(代理)

・ 県老人福祉施設協議会
石川 三義委員

・ 焼津市
中野 弘道委員

・ 県立総合病院
小西 靖彦委員(代理)

・ 順天堂大学医学部附属静岡病院
岩神 真一郎委員

○ 県医師会
紀平 幸一委員

○ 県病院協会
毛利 博委員

○ 静岡市立静岡病院
小野寺 知哉委員

○ 県歯科医師会
平野 明弘委員

○ 県看護協会
松本 志保子委員

○ 県精神科病院協会
山岡 功一委員

○ 県慢性期医療協会
木本 紀代子委員

○ 県新型コロナウイルス感
染症対策専門家会議
倉井 華子委員

○ 静岡がんセンター
上坂 克彦委員

○ 県感染症
管理センター長

○ 県感染症対策
担当部長

事務局	事務局
事務局	事務局
事務局	事務局
報道用	報道用
傍聴用	傍聴用

事務局	事務局
事務局	事務局
事務局	事務局
事務局	事務局
事務局	事務局

出入口

静岡県感染症対策連携協議会運営規約

(設置)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第10条の2第1項の規定に基づき静岡県感染症対策連携協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(趣旨)

第2条 この規約は、法第10条の2第5項の規定に基づき、協議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第3条 協議会は、法第16条第2項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときは、当該感染症の発生の予防及びそのまん延を防止するために必要な対策の実施について協議を行うよう努める。

2 協議会は、その構成する機関が相互の連絡を図ることにより、構成する機関及び関係団体等が定めた予防計画の実施状況及びその実施に有用な情報を共有し、連携の緊密化を図る。

3 協議会は、予防計画を定め、又は変更しようとするとき、施策との整合性の確保及び専門的知見の活用を図るため協議を行う。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる機関をもって構成する。

2 前項に規定する機関の代表者は、委員として協議会に参画する。

3 協議会には、会長1人及び副会長2人を置く。

4 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

5 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

6 会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、他の委員の同意を得て、委員以外の者の出席を求めることができる。

3 協議会は、各委員の命により、代理出席を認める。

4 会議において協議が調った事項について、委員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(部会)

第6条 協議会には、各論点ごとに議論する場として、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。ただし、いずれの部会も、静岡県保健所長、静岡市保健所長及び浜松市保健所長を必要に応じて指名する。

3 会長は、必要と認めるときは、他の委員の同意を得て、委員以外の者を部会員として指名することができる。

4 部会は、各委員又は部会員の命により、代理出席を認める。

5 部会には部会長1人及び副部会長1人を置く。

6 部会長及び副部会長は、部会に属する委員及び部会員の互選により選任する。

7 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

8 部会長に事故があるときは、副部会長が、部会長の職務を代理する。

9 部会において協議した事項は、次の協議会において報告するものとする。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、特定の者に利益若しくは不利益をもたらすおそれがあるとき、又は、円滑若しくは公正な審議に著しい支障を及ぼすおそれのあるときは、非公開とすることができる。

2 部会は、原則非公開とし、部会の協議事項を会議へ報告することにより、公開とみなす。

(会議の開催形式)

第8条 協議会の会議及び部会は、諸般の事情により、対面での会議開催が困難な場合には、書面等での開催とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表が適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。ただし、第7条第1項ただし書きにより非公開とした会議に係るものは非公開とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、静岡県健康福祉部感染症対策課において処理する。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和5年7月25日から施行する。

別表 静岡県感染症対策連携協議会 構成機関

区分		機関名
都道府県		静岡県
保健所設置市等		静岡市保健所 浜松市保健所
感染症指定医療機関		静岡市立静岡病院
診療に関する学識 経験者の団体	医師会	県医師会
	歯科医師会	県歯科医師会
	薬剤師会	県薬剤師会
	看護協会	県看護協会
	職能団体	県精神科病院協会 県病院協会 県慢性期医療協会
消防機関		県消防長会
その他の関係機関	高齢者施設等の関係団体	県老人福祉施設協議会
	介護・障害福祉サービス事業所の関係団体	県社会福祉協議会
	保健所	県保健所長会
	地方衛生研究所等	環境衛生科学研究所
	検疫所	名古屋検疫所清水検疫所支所
	教育機関	県教育委員会
	保健所設置市等以外の市町村等	焼津市 小山町
	地域の実情に応じた幅広い 関係機関	県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 県立総合病院 静岡がんセンター 順天堂大学附属静岡病院 浜松医科大学 弁護士会

※区分の内容・掲載順は、感染症法及び国通知に準じる。

**令和5年度
第1回静岡県感染症対策連携協議会**

令和5年7月25日(火)
静岡県健康福祉部感染症対策局

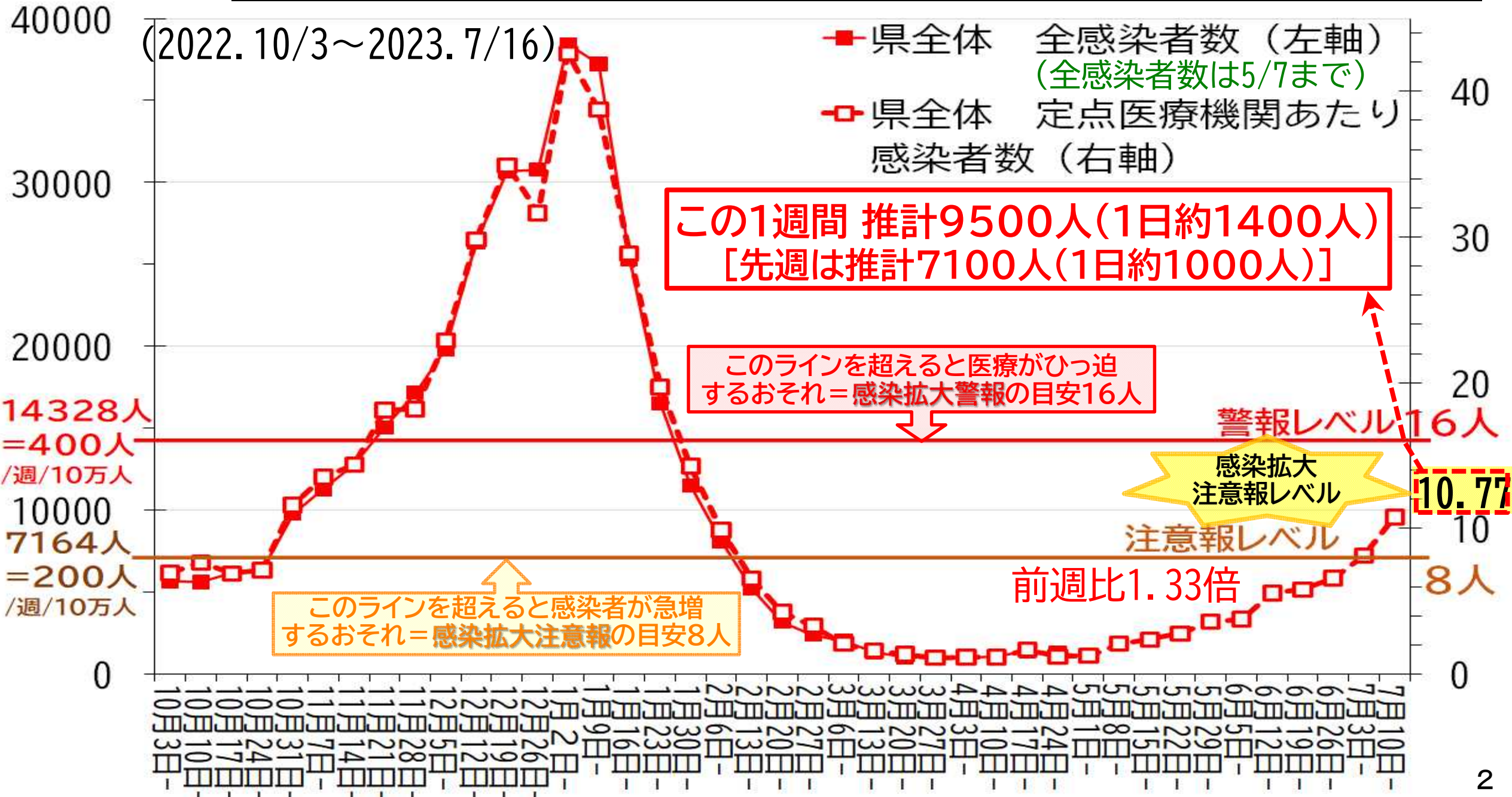
報告事項

現在の新型コロナの状況及び他の感染症の動向

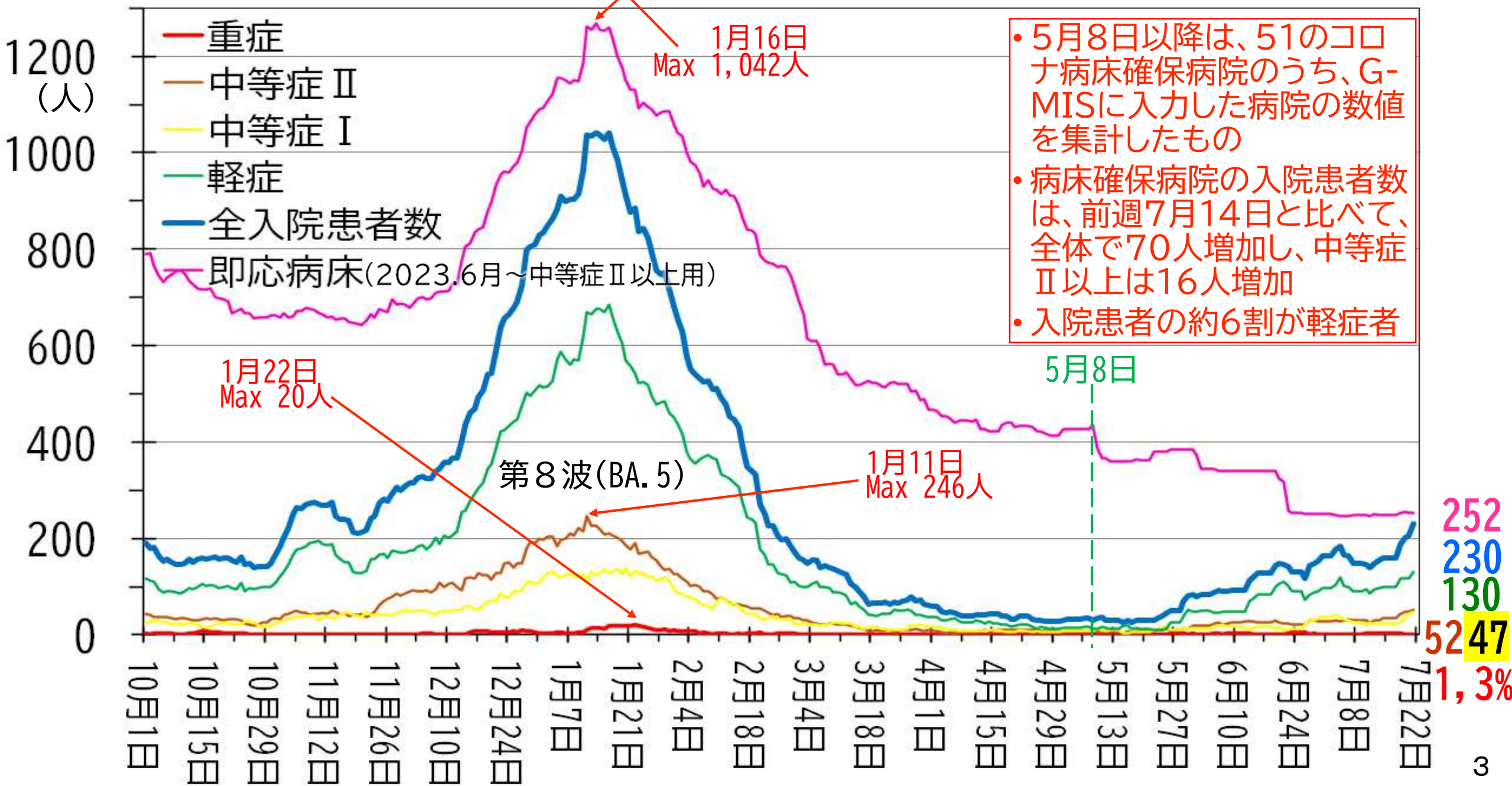
協議事項

- 1 連携協議会の設置（会長及び副会長の選任）
- 2 予防計画改定の進め方
- 3 部会の設置

静岡県全体 第8波以降の1週間感染者数 (7/16まで)



静岡県 コロナ病床確保病院 入院患者重症度別推移(2022.10/1~2023.7/21)

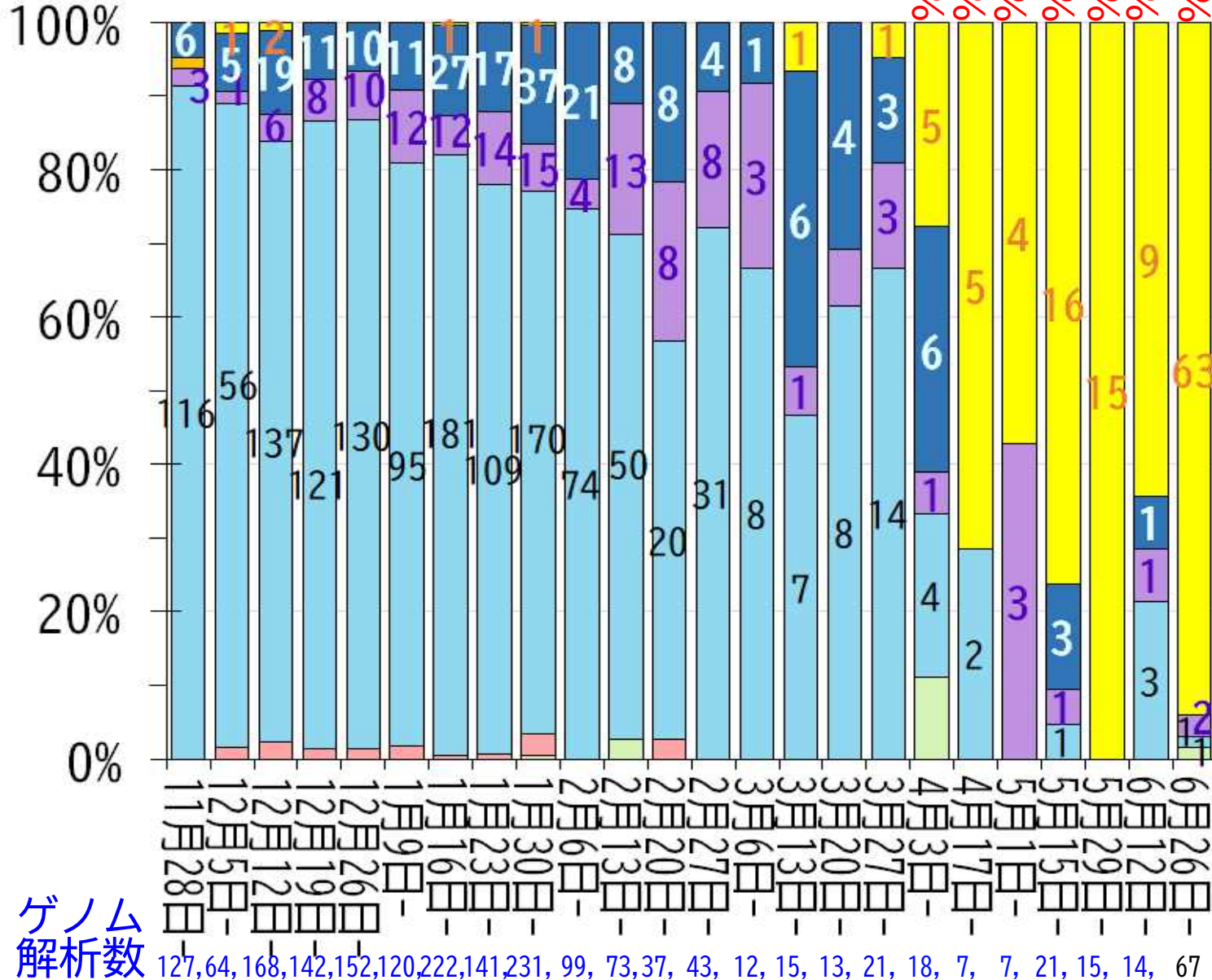


静岡県 オミクロン株 感染者数増加が示唆される亜系統の状況 (2022.11/28~2023.7/9)

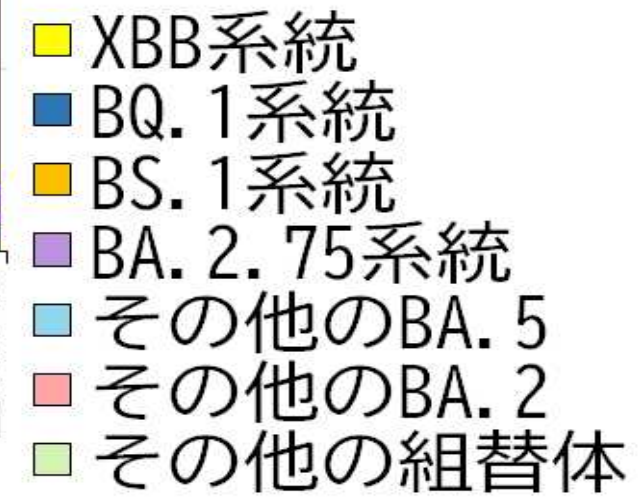
XBB系統の比率
 0.0% 0.6% 0.2% 0.0% 0.0% 0.5% 0.0% 0.4% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.7% 0.0% 4.8% 27.8% 71.4% 57.1% 76.2% 100.0% 64.3% 94.0%

[12月11日までは政令市を除く県所管地域]

[12月12日からは政令市を含む県全体]

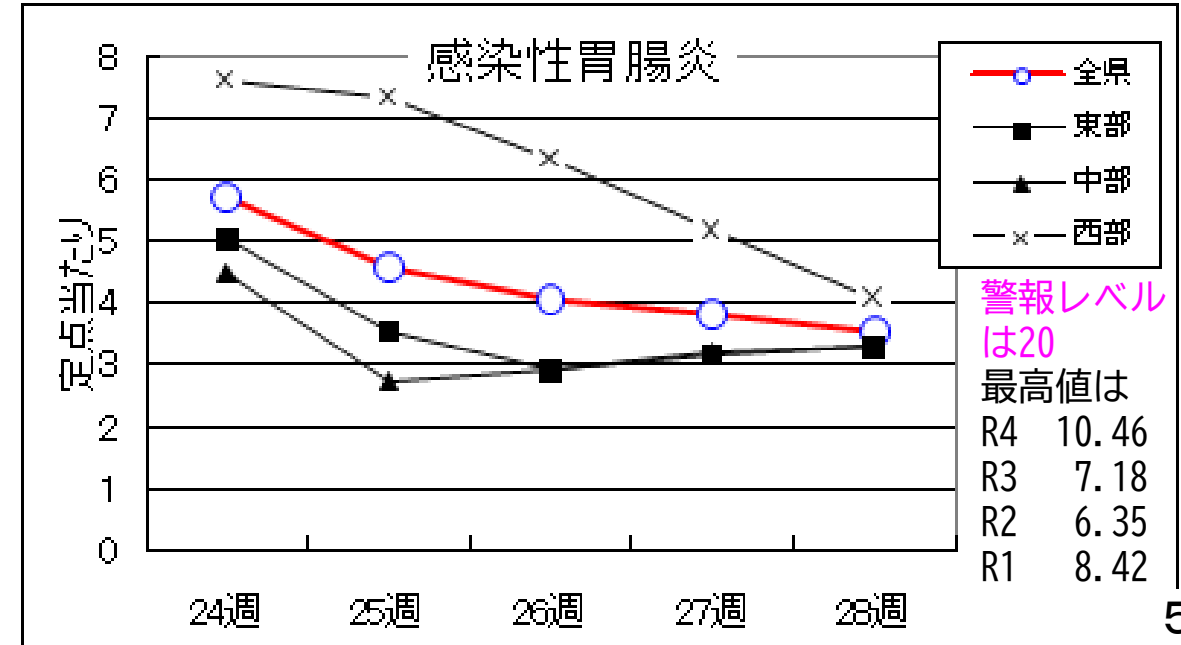
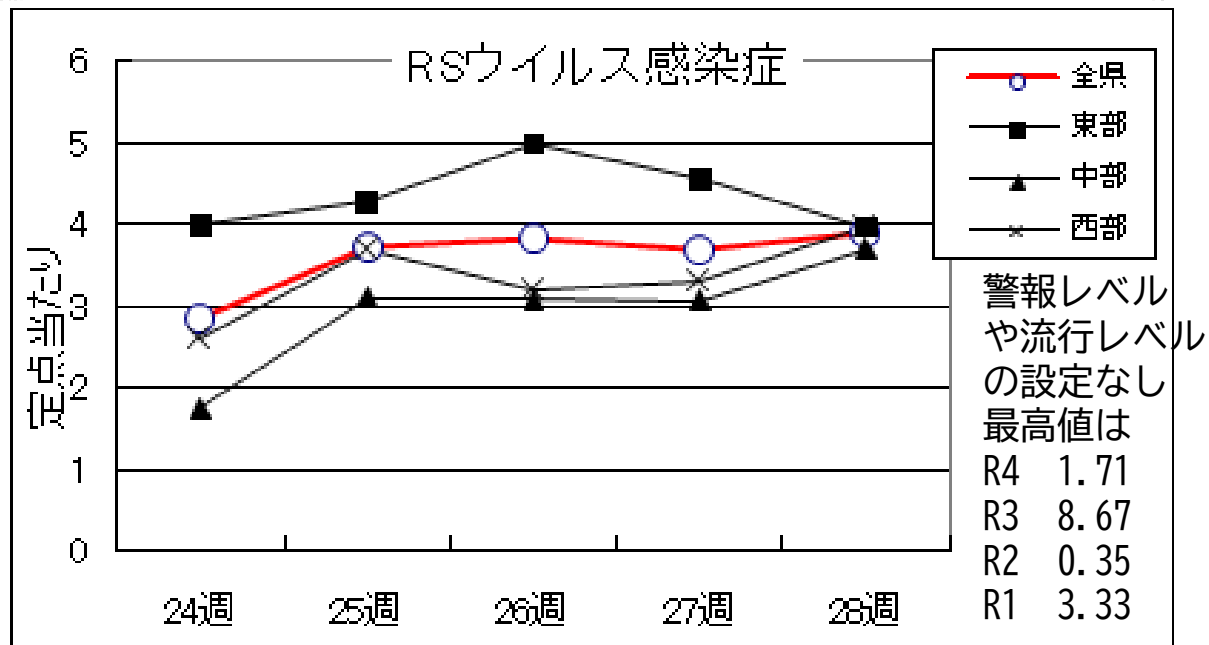
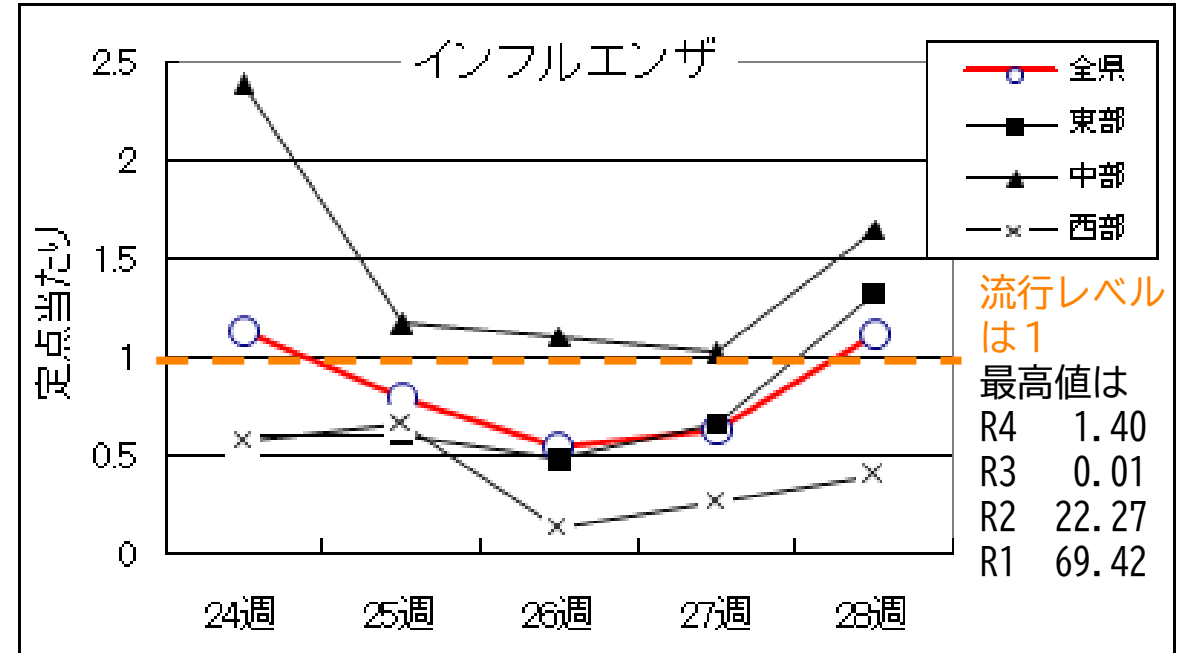
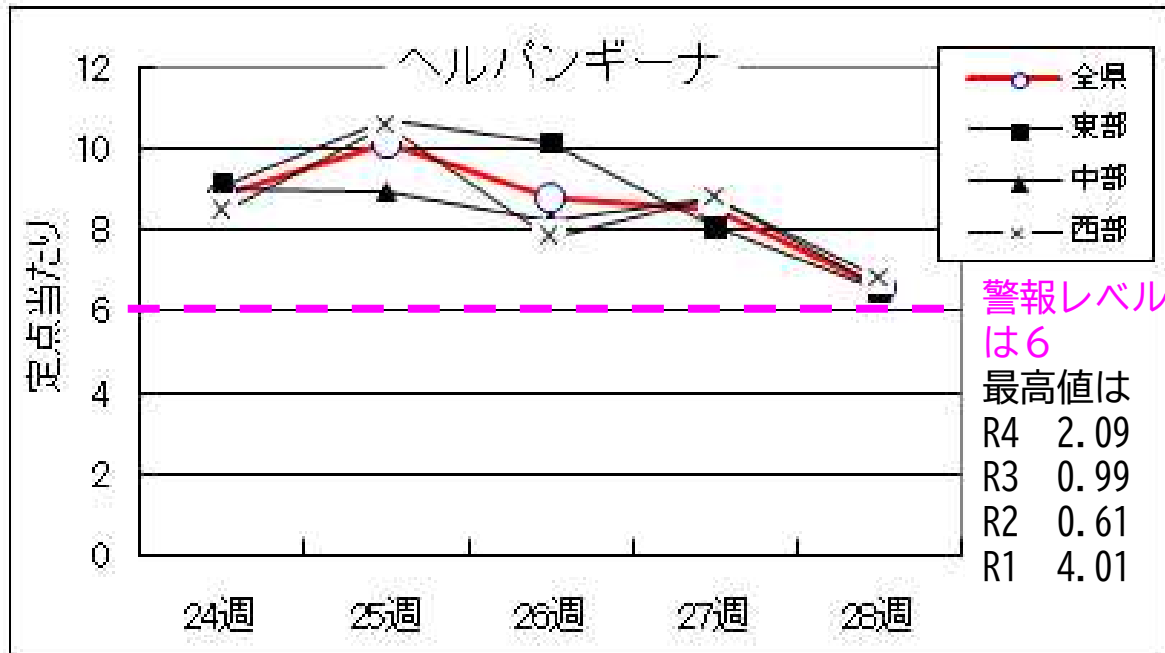


- 国立感染症研究所が、中和抗体からの逃避や感染者数増加の優位性が示唆される亜系統として動向を注視する必要があるとしたオミクロン株の系統※の検出状況を示す
 - 直近では、上述の系統に属する亜系統のうちXBB系統が、県全体で計63検体(94%)検出された
 - なお、検体採取は結果が判明した週の約2週前
- ※ BA.2.75系統、BA.4.6系統、XBB系統
 BQ.1系統、BS.1系統



ゲノム解析数

静岡県 流行中等で注意すべき感染症



報告事項

現在の新型コロナウイルスの状況及び他の感染症の動向

協議事項

1 連携協議会の設置（会長及び副会長の選任）

2 予防計画改定の進め方

3 部会の設置

改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制の強化、情報基盤の整備、機動的なワクチン接種の実施、水際対策の実効性の確保等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等【感染症法、地域保健法、健康保険法、医療法等】

(1) 感染症対応の医療機関による確実な医療の提供

- ① 都道府県が定める予防計画等に沿って、都道府県等と医療機関等の間で、病床、発熱外来、自宅療養者等（高齢者施設等の入所者を含む）への医療の確保等に関する協定を締結する仕組みを法定化する。加えて、公立・公的医療機関等、特定機能病院、地域医療支援病院に感染症発生・まん延時に担うべき医療提供を義務付ける。あわせて、保険医療機関等は感染症医療の実施に協力するものとする。また、都道府県等は医療関係団体に協力要請できることとする。
- ② 初動対応等を行う協定締結医療機関について流行前と同水準の医療の確保を可能とする措置(流行初期医療確保措置)を導入する(その費用については、公費とともに、保険としても負担)。また、協定履行状況の公表や、協定に沿った対応をしない医療機関等への指示・公表等を行うことができることとする。

(2) 自宅・宿泊療養者等への医療や支援の確保

- ① 自宅療養者等への健康観察の医療機関等への委託を法定化する。健康観察や食事の提供等の生活支援について、都道府県が市町村に協力を求めることとし、都道府県と市町村間の情報共有を進めることとする。さらに、宿泊施設の確保のための協定を締結することとする。
- ② 外来・在宅医療について、患者の自己負担分を公費が負担する仕組み（公費負担医療）を創設する。

(3) 医療人材派遣等の調整の仕組みの整備

- 医療人材について、国による広域派遣の仕組みやDMAT等の養成・登録の仕組み等を整備する。

(4) 保健所の体制機能や地域の関係者間の連携強化

- 都道府県と保健所設置市・特別区その他関係者で構成する連携協議会を創設するとともに、緊急時の入院勧告措置について都道府県知事の指示権限を創設する。保健所業務を支援する保健師等の専門家（IHEAT）や専門的な調査研究、試験検査等のための体制（地方衛生研究所等）の整備等を法定化する。

(5) 情報基盤の整備

- 医療機関の発生届等の電磁的方法による入力を努力義務化(一部医療機関は義務化)し、レセプト情報等との連結分析・第三者提供の仕組みを整備する。

(6) 物資の確保

- 医薬品、医療機器、個人防護具等の確保のため、緊急時に国から事業者へ生産要請・指示、必要な支援等を行う仕組みを整備する。

(7) 費用負担

- 医療機関等との協定実施のために都道府県等が支弁する費用は国がその3/4を補助する等、新たに創設する事務に関し都道府県等で生じる費用は国が法律に基づきその一定割合を適切に負担することとする。

2. 機動的なワクチン接種に関する体制の整備等【予防接種法、特措法等】

- ① 国から都道府県・市町村に指示する新たな臨時接種類型や損失補償契約を締結できる仕組み、個人番号カードで接種対象者を確認する仕組み等を導入する。
- ② 感染症発生・まん延時に厚生労働大臣及び都道府県知事の要請により医師・看護師等以外の一部の者が検体採取やワクチン接種を行う仕組みを整備する。

3. 水際対策の実効性の確保【検疫法等】

- 検疫所長が、入国者に対し、居宅等での待機を指示し、待機状況について報告を求める(罰則付き)ことができることとする。等
このほか、医療法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法第6条の5第4項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、1の(4)及び2の①の一部は公布日、1の(4)及び(5)の一部は令和5年4月1日、1の(2)の①の一部及び3は公布日から10日を経過した日等）

- ◆ 感染症法の改正により、連携協議会の設置や都道府県が定める予防計画等に沿い、都道府県と医療機関等の中で病床確保等の協定を締結する仕組みなどが新たに規定された。

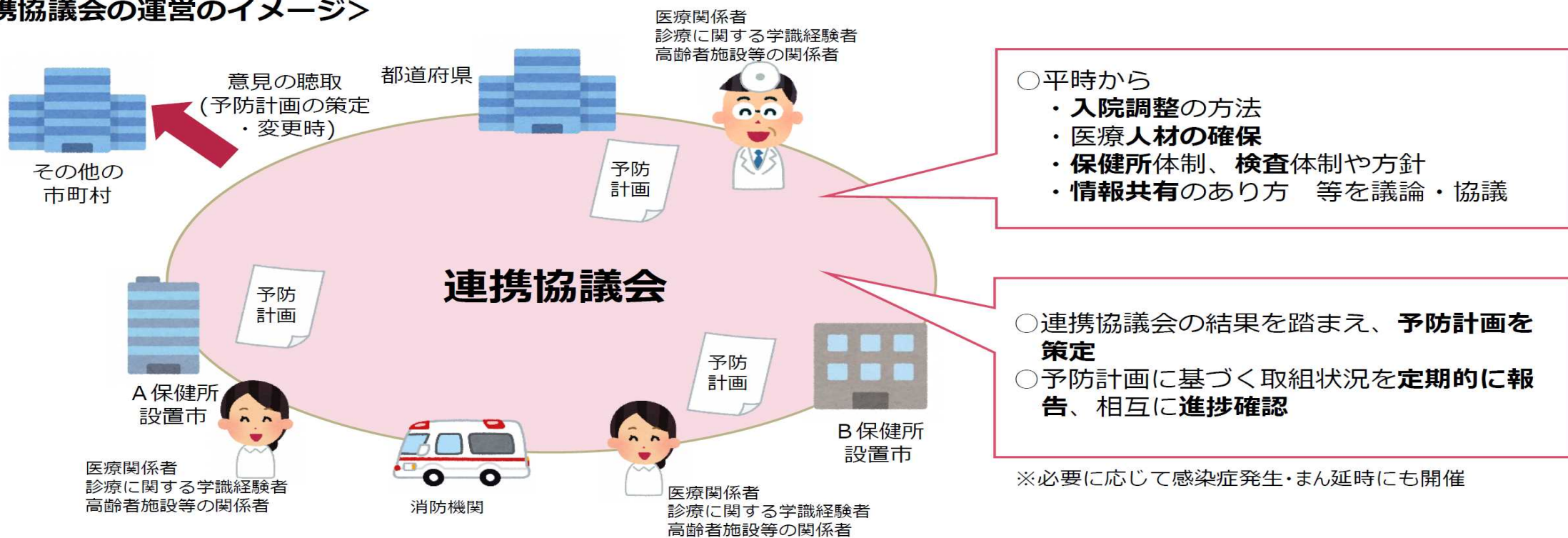
主な改正点

項目	内容	備考
連携協議会 (第10条の2)	都道府県は、県、保健所設置市、感染症指定医療機関、関係団体、消防機関等により構成される都道府県連携協議会を組織し、同協議会において新型インフルエンザ等感染症の発生の予防等に必要な対策の実施、県及び保健所設置市の予防計画を協議	令和5年4月1日施行
予防計画 (第10条)	都道府県が国の基本指針に即し定める予防計画について平時からの備えを確実に推進するため、記載事項の充実とともに、病床、外来、医療人材、後方支援、検査能力等の確保について数値目標を設定	令和6年4月1日施行 ※医療措置協定は 令和6年9月30日まで に締結
医療措置協定 (第36条の3)	都道府県が定める予防計画に沿って、県と医療機関等の中で病床、発熱外来の確保等に関する協定を締結	
検査等措置協定 (第36条の3)	今後の感染症の発生・まん延時に即座に検査能力、宿泊施設を確保するため、県と検査機関、宿泊施設等との間で、協定を締結	

資料 1 - 3 都道府県連携協議会の設置

- ◆ 改正感染症法（令和 5 年 4 月 1 日施行分）により、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、**都道府県、管内の保健所設置市、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体、消防機関、その他関係機関を構成員とする「都道府県連携協議会」を設置することとなった。**
- ◆ 連携協議会では、**予防計画の改定を行う**ほか、**新型インフルエンザ等感染症の発生の予防及びそのまん延を防止するために必要な対策について協議する。**
 ※新たに保健所設置市が定める予防計画についても本連携協議会において協議する。
- ◆ 連携協議会の運営及び構成員については、地域の実情に応じた柔軟な取り扱いが可能とされ、設置に当たっては既存の会議体の活用が可能とされていることから、**「新型コロナウイルス感染症医療専門家会議」を基盤に、国からの要請を踏まえた新たな構成員を加えて、「静岡県感染症対策連携協議会」を設置する。**

<連携協議会の運営のイメージ>



(注) 連携協議会の枠組みのほか、都道府県の総合調整権限の強化や保健所設置市・特別区への指示権限を創設。感染症発生・まん延時において、都道府県が**迅速な対策**や**管内の一元的な対策**の実施など必要がある場合に**権限を発揮**できるようにした。

資料 1 - 4 既存会議と今後の会議体の関係 (イメージ)

専門家会議・部会等の設置状況 (令和4年度)

新型コロナ関係

新型コロナウイルス感染症医療専門家会議

- ・座長：県医師会 紀平会長
- ・県内医療関係団体代表者等19名
- ・R2から5回開催 (書面等)

新型コロナウイルス感染症重点医療機関等連絡調整会議

- ・県及び病院協会共催

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

- ・座長：倉井がんセンター部長
- ・感染症専門医等18名、顧問：1名
- ・R2から27回開催

ふじのくに感染症専門医協働チーム (FICT)

- ・とりまとめ：倉井がんセンター部長
- ・新型コロナウイルス感染症対策従事者21名

新興感染症等対策検討部会

- ・部会長：宮入浜松医科大学医学部 教授
- ・対策専門家会議 FICTコアメンバー等14名

既存感染症関係

発展的解消

部会メンバーを想定

今後常設専門家会議として再編を検討

感染症発生動向調査委員会

薬剤耐性(AMR)対策部会

肝炎医療対策委員会

エイズ対策推進委員会

予防接種対策委員会

結核対策推進協議会

専門家会議・部会等の設置状況 (令和5年度以降)

静岡県感染症対策連携協議会

部会

※協議内容により必要に応じて設置

連携 (情報共有)

ふじのくに感染症管理センター

助言・提言

常設専門家会議

FICT

新興感染症等対策検討部会

感染症発生動向調査委員会

薬剤耐性(AMR)対策部会

肝炎医療対策委員会

エイズ対策推進委員会

予防接種対策委員会

結核対策推進協議会

静岡県版CDC

資料 1 - 5 協議会の運営規約

- ◆ 法第10条の2第5項に基づき「静岡県感染症対策連携協議会運営規約」を制定する。
- ◆ 本協議会は、会議運営のため代理出席、書面開催等を認める。
- ◆ 必要に応じて委員以外の者の出席を認めることで、機動力と実効性を確保している。
- ◆ あらかじめ部会での議論を予定し、部会設置についても規約に規定している。

【運営規約の概要】

条文区分	内 容
第1条（設置）	・ 感染症法に基づく協議会の設置
第2条（趣旨）	・ 感染症法に基づき本運営規約を規定
第3条（目的）	・ 感染症法に基づく協議会の目的
第4条（組織）	・ 委員構成、会長及び副会長の選任、会長の職務
第5条（会議）	・ 委員以外の招致、代理出席の承認
第6条（部会）	・ 委員以外の招致、代理出席の承認 ・ 部会長の職務、部会協議事項の次期協議会への報告
第7条（会議の公開）	・ 協議会の原則公表、条件付非公表 ・ 部会の原則非公表、協議会への報告
第8条（会議の開催形式）	・ 書面開催等
第9条（協議会資料等の公表）	・ 会議資料の速やかな公表（個人情報部分除く） ・ 議事録の公表（非公開会議除く）
第10条（庶務）	・ 感染症対策課において処理
第11条（雑則）	・ その他必要事項は別途規定

運営規約第4条第4項の規定により会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

報告事項

現在の新型コロナウイルスの状況及び他の感染症の動向

協議事項

1 連携協議会の設置（会長及び副会長の選任）

2 予防計画改定の進め方

3 部会の設置

予防計画の根拠等

感染症法第10条及び感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下「基本指針」という。）に基づき、各都道府県は感染症対策の総合的な推進を図るために取り組むべき施策を盛り込んだ「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」（以下、「予防計画」という。）を定めなければならない。

予防計画の改定状況

明治30年制定の伝染病予防法を抜本的に見直し、平成10年に感染症法が制定され、感染症対策の基本計画として予防計画を策定

主な改正	国	県
平成11年 4月	国の基本指針策定	—
平成11年12月	—	予防計画策定
平成15年12月	国の基本指針改正 2001年9月11日に発生した米国同時多発テロ事件以降、生物テロ対策の必要性が高まったことから、 緊急時及び動物由来感染症の対策強化	—
平成17年 4月	—	予防計画改定
平成19年 3月	国の基本指針改正 バイオテロ対策の強化、結核予防法を感染症法に統合	—
平成20年 5月	国の基本指針改正 鳥インフルエンザの流行を機に、 2類に「新型インフルエンザ等感染症」を追加	—
平成20年 9月	—	予防計画改定
令和 4年 3月	—	予防計画改定 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、国の方針・指針の見直しに先行し、「新興感染症等対策」について、令和3年度の「保健医療計画」の中間見直しに記載するとともに、予防計画の新たな章にも追加記載し、保健医療計画との整合を図った。
令和 5年 5月	国の基本指針改正（後述）	—
令和 6年 3月	—	予防計画改定（予定）

現行計画

国の基本指針に準拠して平成11年に策定したが、**1類～5類感染症及び結核等の既存感染症への対策を中心とした内容**となっており、これまでの改正は感染症法の改正に合わせた文言の修正・追加に留まったため、**新型コロナウイルス感染症のような新興・再興感染症の発生・まん延に備えた実効性ある計画になっていなかった。**



改定計画

新型コロナウイルス感染症対策に基づく感染症法の改正により、都道府県連携協議会が設置され、**平時からの備えを確実に推進するため、連携協議会における議論を踏まえて記載事項を充実するとともに、病床、外来、医療人材、後方支援、検査能力等の確保について具体的な数値目標を設定し、その裏付けとなる医療措置協定を県と医療機関等の中で締結した上で、有事に対応可能な予防計画に再構成する。**

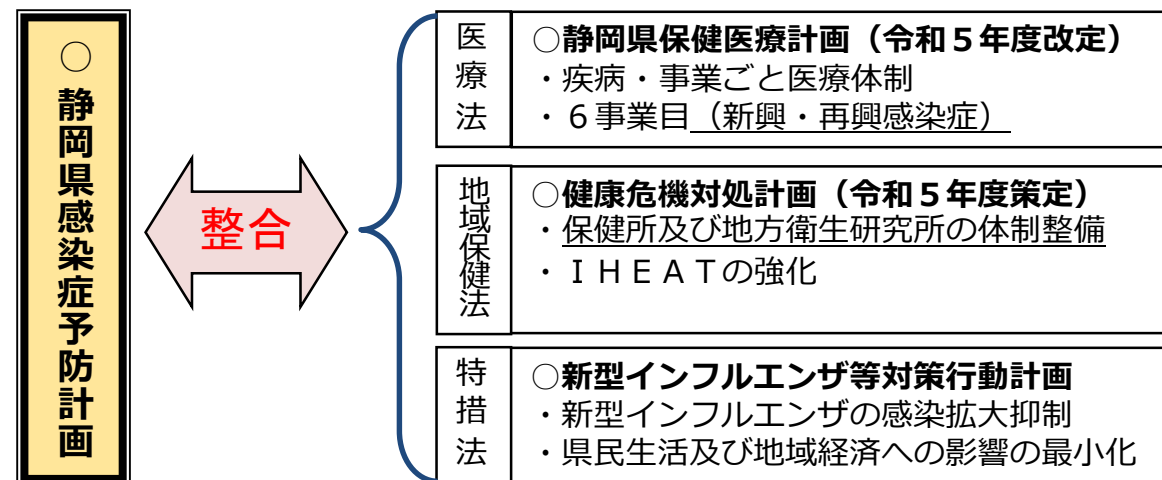
※静岡県保健医療計画の分野別計画として、保健医療計画との整合を図る必要あり。

改定作業のイメージ

- ◆ ①現行部分（結核を含む現行感染症）及び②追加項目について、**国指針に基づき素案を作成**
- ◆ ③**新興・再興感染症に係る数値目標は新型コロナ実績値を設定**
- ◆ ④本県独自の取組も盛り込む

指針等	新計画（原案）	参考（現行計画）
①既存国指針項目（現行感染症等）	国指針準拠 ※時点更新等	国指針準拠
②新規国指針項目	国指針準拠	
③新興・再興感染症に係る数値目標	新型コロナ実績値	
④本県独自項目（ふじのこ感染症管理センター開設等）	項目検討・本文独自作成	独自作成

主な計画との関係



資料 2-3 国基本指針の新旧対照

◆ 厚生労働大臣は基本指針を定めなければならない（感染症法第 9 条）と規定されており、感染症法改正に伴い基本指針についても改定された。

厚生労働省が策定する基本指針の記載事項（新旧対照）

… は国対応項目

新	旧
一 感染症の予防の推進の基本的な方向	一 感染症の予防の推進の基本的な方向
二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項
三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項
四 感染症及び病原体等に関する 情報の収集 、調査及び研究に関する事項	五 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する事項
五 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	七 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
七 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	(新設)
八 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	六 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
九 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項	(新設)
十 宿泊施設の確保に関する事項	(新設)
十一 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	(新設)
十二 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項	(新設)
十三 第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に関する事項	(新設)
十四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	九 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項
十五 感染症の予防に関する人材の養成 及び資質の向上 に関する事項	八 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項
十六 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	(新設)
十七 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項	十 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項
十八 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、 病原体等の検査の実施並びに 医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項	十一 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項
十九 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	十二 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

改定のポイント

基本方針

- ◆ 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、**国や関係機関との連携協力**により病床、外来医療、医療人材等の確保、保健所や検査等の体制強化に向けて、**達成すべき数値目標を設定し、その裏付けとなる医療措置協定を医療機関等と締結するなど、平時から感染症対策を推進し、**県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備える。
- ◆ **感染症対策の司令塔となる「ふじのくに感染症管理センター」を拠点**に10年後を見据えて感染症への対応力を強化し、**「防疫先進県」を目指す。**

平時における関係機関の連携推進

- ・幅広い関係者からなる「静岡県感染症対策連携協議会」を設置し、構成員間の情報共有や予防計画等の協議を行うとともに、取組状況の進捗を管理することで、計画の実効性を担保する体制を整備

新興・再興感染症の発生・まん延に備えた医療提供体制整備

- ・新型コロナ対応の経験を活かし、流行の時点を抑えた段階的な医療提供体制（病床、外来、医療人材、後方支援、検査能力、宿泊療養）に係る数値目標を設定
- ・数値目標を担保するため医療機関等と医療措置協定を締結 等

ふじのくに感染症管理センターの司令塔機能の確立

- ・令和5年4月に国に先行して開設したセンターの機能を充実
- ・情報プラットフォームの構築による情報の共有化と発信機能の強化
- ・デジタルコンテンツを活用した人材育成
- ・常設専門家会議の設置 等

施策展開

- 全体を統括する場（協議会）と各論ごとに議論する場（部会）を開催し、予防計画改定に係る協議を実施する。
※年1回開催（本年度3回程度開催）
- 平時から感染症の発生及びまん延に備えるため予防計画に基づく取組状況を毎年進捗管理し、評価・改善を行う。

施策展開

- 事前調査により各医療機関等の確保可能体制を把握した上で、令和5年度中から調整、締結を開始し、令和6年9月までの締結を目指す。
- 協定により確保された数値と目標値に乖離がある場合は、目標達成に必要な取組を検討する。

施策展開

- 令和6年4月に検査機能を備えた施設としてフルオープンする。
- 閲覧者が任意に編集できる機能を備えたHPを開設するとともに、データ管理の一元化により情報の共有を図る。
- 医療機関や施設職員向けの研修動画をHPに掲載し、自学による人材育成を進める。
- 既存会議を再編し、センターに常設専門家会議を設置する。

現行計画

第1 感染症の予防の推進の基本的な方向

第2 感染症の発生の予防及びまん延の防止

第3 医療の提供体制の確保

第4 緊急時における対応

第5 研究の推進、検査の実施体制、人材の養成、知識の普及及びその他の重要事項

第6 新型コロナウイルス感染症対策

第7 新興・再興感染症対策

改定後計画

第1 感染症予防推進の基本的な方向（国指針1）

- 総合的な予防対策・健康危機管理体制の確立
- ふじのくに感染症管理センターの設置
- 関係機関・県民等それぞれの役割（[連携協議会の設置](#)）

第2 感染症の発生の予防及びまん延の防止（国指針2～5）

- 感染症発生動向調査の実施・予防のための啓発（[検疫所との連携](#)）
- 積極的疫学調査の実施、発生時における迅速な対応・まん延防止（[医療DXの活用](#)）

第3 感染症に係る医療の提供体制の確保（国指針6～18）

- 感染症指定医療機関を核とした医療提供体制の整備
- [医療措置協定による新興感染症への体制整備](#)
- 感染症患者への医療の提供
- [患者移送の体制及び宿泊施設の確保、外出自粛者支援の環境整備](#)
- [体制確保に係る目標の設定](#)
- [県による統合調整](#)

- 生物兵器を用いたテロ攻撃や一類感染症等の単発患者発生への対応

- 感染症対策に資する感染症及び病原体等の調査・研究や調査・研究に携わる人材の育成
- 検査機能の確保
- 感染症対策を推進できる人材の養成・確保（[IHEAT要員の確保](#)）
- [保健所体制の確保](#)

第4 その他感染症の予防の推進に関する重要事項（国指針19）

- 学校、職域などを通じた普及啓発、積極的な情報提供
- 薬剤耐性菌（AMR）対策の普及啓発
- 「災害時の対応」「動物由来感染症の対応」「外国人への対応」

※第6及び第7は章立てはせず各章該当項目に掲載

資料 2 - 5 静岡県感染症予防計画の骨子案②（新旧対照（詳細））

旧 現行予防計画	国指針		新 改定予防計画（骨子案）
	大項目（国対応含む）	中項目（県が対応すべき項目） ※共通項目除く	
第1 感染症の予防の推進の基本的な方向（任意記載）			
1-1感染症の発生及びまん延に備えた事前対応型行政の構築	第一 感染症の予防の推進の基本的な方向	一 事前対応型行政の構築(連携協議会の設置)	1-1感染症の発生及びまん延に備えた事前対応型行政の構築(連携協議会の設置)
1-2個人個人における感染症の予防及び治療に重点を置いた対策		二 国民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策	1-2個人個人における感染症の予防及び治療に重点を置いた対策
1-3人権への配慮		三 人権の尊重	1-3人権への配慮
1-4健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応		四 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応	1-4健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応
1-5結核の予防の推進の基本的な方向		該当なし	1-5結核の予防の推進の基本的な方向
1-6県及び市町村の果たすべき役割		五 国及び地方公共団体の果たすべき役割（平時からの人材確保、人材受入れ体制の構築、保健所設置市の支援）	1-6県及び市町村の果たすべき役割 （平時からの人材確保、人材受入れ体制の構築、保健所設置市の支援）
1-7県民の果たすべき役割		六 国民の果たすべき役割	1-7県民の果たすべき役割
1-8医師等の果たすべき役割		七 医師等の果たすべき役割（保健医療機関等の行政への協力等）	1-8医師等の果たすべき役割 （保健医療機関等の行政への協力等）
1-9獣医師等の果たすべき役割		八 獣医師等の果たすべき役割	1-9獣医師等の果たすべき役割
1-10予防接種		九 感染症対策における国際協力（国対応）	
		十 予防接種	1-10予防接種
第2 感染症の発生予防及びまん延の防止			
2-1感染症の発生予防	第二 感染症の発生予防のための施策に関する事項	一 感染症の発生予防のための施策に関する考え方（検疫所との連携） 二 感染症発生動向調査 三 結核に係る定期的健康診断 四 感染症の予防のための対策と食品保健対策の連携 五 感染症の予防のための対策と環境衛生対策の連携 六 検疫所における感染症の国内への侵入予防対策	2-1感染症の発生予防（検疫所との連携）
2-2感染症のまん延の防止	第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	一 患者等発生後の対応時の対応に関する考え方（情報の公表に関する市町との連携） 二 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院 三 感染症の診査に関する協議会 四 消毒その他の措置 五 積極的疫学調査（対象者への説明及び罰則適用の事前説明） 六 指定感染症の指定 七 新感染症への対応 八 感染症のまん延の防止のための対策と食品保健対策の連携 九 感染症のまん延の防止のための対策と環境衛生対策の連携 十 患者等発生後の対応時における検疫所の対応 十一 関係各機関及び関係団体との連携	2-2感染症のまん延の防止 （情報の公表に関する市町との連携、対象者への説明及び罰則適用の事前説明）
2-3結核の発生予防及びまん延の防止（その他の事項）		該当なし	2-3結核の発生予防及びまん延の防止（その他の事項）
	第四 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	一 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する基本的な考え方 二 国における感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究の推進（国対応） 三 地方公共団体における情報の収集、調査及び研究の推進（発生届及び積極的疫学調査の電磁化、知識・経験を有する職員の活用） 四 関係各機関及び関係団体との連携 五 予防計画を策定するに当たっての留意点	2-4感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究
5-2感染症の病原体等の検査の推進	第五 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	一 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方 二 国における感染症の病原体等の検査の推進（国対応） 三 都道府県等における感染症の病原体等の検査の推進（環境衛生科学研究所の体制整備） 四 国及び都道府県等における総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築 五 関係機関及び関係団体との連携	2-5病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上（環境衛生科学研究所の体制整備）
第3 感染症に係る医療の提供体制の確保			
3-1基本的な考え方及び方針	第六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	一 感染症に係る医療提供の考え方 二 国における感染症に係る医療を提供する体制（国対応） 三 都道府県における感染症に係る医療を提供する体制 （新興感染症発生時に備えた連携協議会等を通じた準備） （医療措置協定の締結による体制整備、医薬品及び個人防護具の確保）	3-1基本的な考え方及び方針 （新興感染症発生時の対応と事前の役割分担について追記）
3-2第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関等の整備		四 その他感染症に係る医療提供のための体制	3-2第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関等の整備 3-3医療措置協定等による新興感染症への体制整備（協定締結・個人防護具の備蓄）
3-4一般医療機関における感染症患者への医療提供		該当なし	3-4その他感染症に係る医療提供のための体制
3-5初期診療体制の確立			
3-6集団発生時の医療提供			
3-8結核の治療における服薬確認			
3-9医療関係団体等との連携		五 関係機関及び関係団体との連携（連携協議会を通じた連携）	3-5医療関係団体との連携（連携協議会を通じた連携）

旧 現行予防計画	国指針		新 改定予防計画（骨子案）
	大項目（国対応含む）	中項目（県が対応すべき項目） ※共通項目除く	
3-3感染症患者の移送	第七 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項（新規）	一 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する考え方	3-6 感染症の患者の移送の体制の確保 （消防機関等関係団体との役割分担の検討、平時からの訓練や演習の計画）
		二 国における感染症の患者の移送のための体制の確保の方策（国対応）	
		三 都道府県等における感染症の患者の移送のための体制確保の方策	
		四 関係各機関及び関係団体との連携	
	第八 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	国対応	
	第九 感染症に係る医療を提供する体制の確保・まん延防止措置に必要な体制確保に係る数値目標に関する事項（新規）	一 厚生労働省令で定める体制の確保に係る基本的な考え方	3-7医療提供体制確保に係る目標の設定等
	第十 宿泊施設の確保に関する事項（新規）	一 宿泊施設の確保に関する事項の基本的な考え方	3-8宿泊施設の確保
		二 国における宿泊施設の確保に関する事項の方策（国対応）	
		三 都道府県等における宿泊施設の確保に関する事項の方策	
		四 関係各機関及び関係団体との連携	
	第十一 外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項（新規）	一 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備の基本的な考え方	3-9新型インフルエンザ等又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備について
		二 国におけるインフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備の方針（国対応）	
		三 都道府県等における新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備の方針	
	第十二 総合調整又は指示の方針に関する事項（新規）	一 法第四十四条の五第一項等の規定による総合調整又は法第五十一条の五第一項等の規定による指示の方針の基本的な考え方	3-10感染症の予防又はまん延防止のための総合調整に関する事項
		二 国における法第四十四条の五第一項（法第四十四条の八において準用する場合を含む。）若しくは法第五十一条の四第一項の規定による総合調整又は法第五十一条の五第一項若しくは第六十三条の二の規定による指示の方針（国対応・県から国への要請部分について県計画に記載）	
		三 都道府県における法第六十三条の三第一項の規定による総合調整調整又は法第六十三条の四の規定による指示の方針	
	第十三 感染症対策物資などの確保に関する事項（新規）	一 法第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に関する基本的な考え方	3-3にあわせて記載
		二 法第五十三条の十六第二項に規定する感染症対策物資等の確保に関する方策	
		三 関係機関及び関係団体との連携	
5-4感染症に関する知識の普及及び患者等の人権への配慮 (3)患者等の人権への配慮	第十四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	一 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する基本的な考え方	3-11感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権尊重に関する事項
		二 国における感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する方針（国対応）	
		三 地方公共団体における感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する方針	
		四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関するその他の方針	
		五 関係各機関との連携	
5-3感染症に関する人材の養成	第十五 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	一 人材の養成及び資質の向上に関する基本的な考え方	3-12感染症の予防に関する人材の養成 （I H E A T 要員の確保及び研修、感染症指定医療機関における訓練などの取組）
		二 国における感染症に関する人材の養成及び資質の向上（国対応）	
		三 都道府県等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上	
		四 医療機関等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上	
		五 医師会等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上	
		六 関係各機関及び関係団体との連携	
	第十六 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項（新規）	一 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する基本的な考え方	3-13感染症の予防に関する保健所の体制の確保
		二 国における感染症の予防に関する保健所の体制確保に関する方針（国方針）	
		三 都道府県等における感染症の予防に関する保健所の体制の確保	
		四 関係機関及び関係団体との連携	
	第十七 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項	国対応	
4-1緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策	第十八 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策	一 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策	3-14-1緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策
4-2国との連絡体制		二 緊急時における国と地方公共団体との連絡体制	2国との連絡体制
4-3地方公共団体相互間の連絡体制		三 緊急時における地方公共団体相互間の連絡体制	3地方公共団体相互間の連絡体制
4-4医師会、獣医師会等との連携		四 国及び地方公共団体と関係団体との連絡体制	4医師会、獣医師会等との連携
4-5緊急時における情報提供		五 緊急時における情報提供（国への対応）	5緊急時における情報提供
第4 その他感染症の予防の推進に関する重要事項			
5-5その他感染症の予防の推進に関する重要事項	第十九 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	一 施設内感染の防止 二災害防疫 四動物由来感染症対策 七外国人に対する適用 八薬剤耐性対策	4-1その他感染症の予防の推進に関する重要事項
新型コロナウイルス感染症対策			
6-1現状と課題		該当なし	（※第6及び第7は章立てはせず各章該当項目に掲載）
6-2（新型コロナウイルス）今後の対策			
7-1新興・再興感染症対策			

資料 2 - 6 医療措置協定の概要①

◆ 感染症法の改正により、平時に都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定を締結する仕組み等が法定化（第36条の3）され、都道府県は、広く地域における医療機関の機能や役割を確認し、医療提供の分担・確保を図ることとなった。

※令和6年4月1日から施行

協定の対象となる感染症の種類

※（1～5類感染症は対象外）

- **新型インフルエンザ等感染症**
- **指定感染症**
- **新感染症**

協定の相手方と内容

※（医療機関等の管理者と個別に締結、メール等電磁的な方法による取り交わし可）

1 医療機関等 **（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）**

(1) **①病床の確保、②発熱外来の実施、③自宅療養者等への医療の提供及び健康観察、④後方支援（感染症回復患者又は病床の確保の協定締結医療機関に代わっての一般患者の受入）、⑤医療人材派遣、のうち新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において当該医療機関が講ずべきもの** ※①から⑤までのうち、該当する措置のみ記載する。

(2) 個人防護具の備蓄の実施について定める場合にあっては、その内容

(3) (1)・(2)の措置に要する費用の負担の方法

(4) 医療措置協定の有効期間 **※当初：令和9年3月31日、以降3年間自動更新（想定）**

(5) 医療措置協定に違反した場合の措置

(6) (1)・(2)の措置に係る必要な準備に係る事項

(7) 医療措置協定の変更に関する事項

(8) その他都道府県知事が必要と認める事項

2 検査機関

3 宿泊施設

個別のガイドラインに基づく協定案により締結

協定締結手続

- ・ 新興感染症発生・まん延時には、その感染症の特性に合わせて、都道府県と医療機関は協定の内容を見直すなど、実際の状況に応じた機動的な対応を行うことも前提に、協定協議段階で可能な範囲で都道府県と医療機関とが合意した内容について締結する。
- ・ 事前の想定と大きく異なる場合は国において機動的に対応する。

事前調査の実施（今後実施予定）

- ・ 令和6年度からの予防計画・医療計画の策定に係る数値目標を設定するとともに、医療機関との円滑な協議・締結作業に資するよう、新型コロナの対応を念頭に、国が示した調査票を参考に、医療機関調査（事前調査）を実施予定（準備中）

医療措置協定の区分

- ・ 協定を締結した医療機関のうち、感染症法第6条第16項及び第17項の規定に基づきそれぞれ都道府県知事が指定する。

区分	協定内容
第一種協定指定医療機関	県要請後2週間以内を目途に病床を確保する
第二種協定指定医療機関	発熱外来又は自宅療養者等の対応を行う

協定に係る履行確保措置

- ・ 医療機関の管理者と協定を締結することについて協議が調わないときは、医療審議会の意見を伺い、相手方に理由書の提出を求めることができる。
- ・ 提出された理由が十分でないときは、相手方に医療審議会において当該理由について説明することを求めることができる。

報告事項

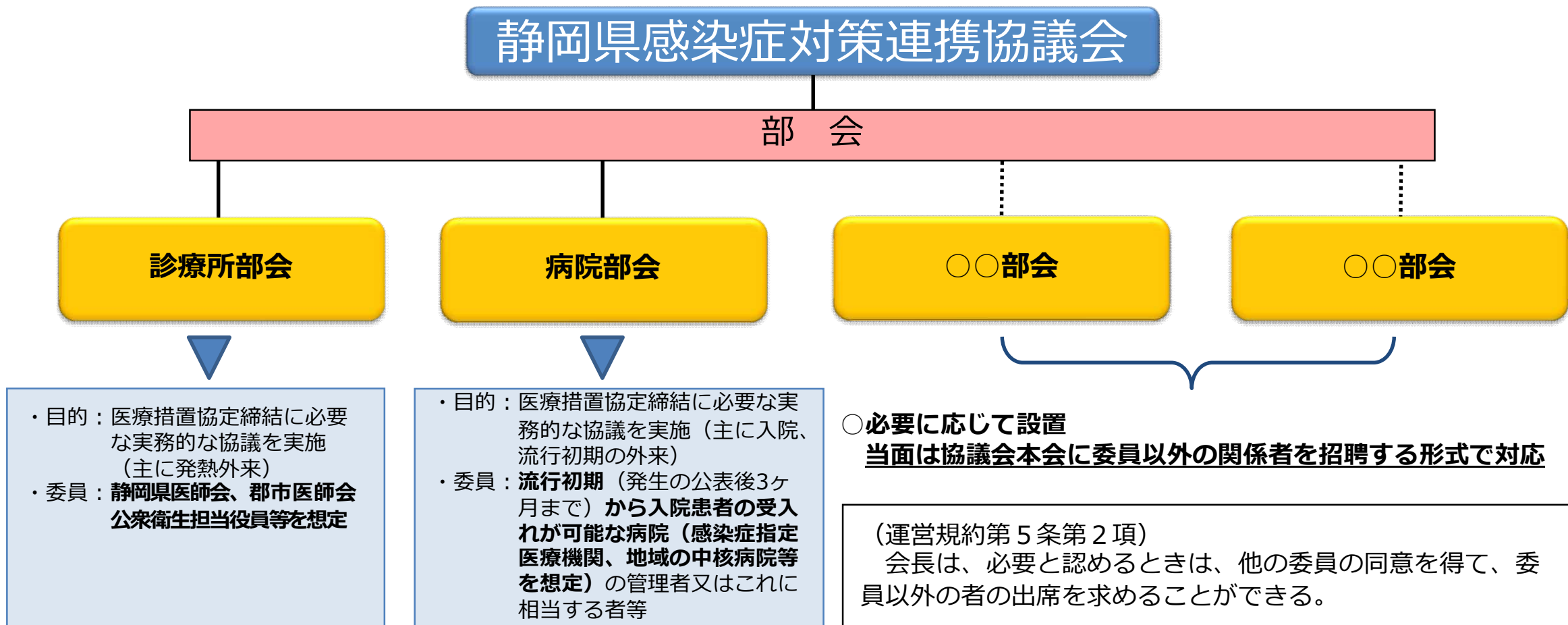
現在の新型コロナウイルスの状況及び他の感染症の動向

協議事項

- 1 連携協議会の設置（会長及び副会長の選任）
- 2 予防計画改定の進め方

3 部会の設置

◆ 静岡県感染症対策連携協議会のもとに各論点を議論する場として部会を設置し、予防計画策定等に係る必要な協議を行う。



資料3-2 今後のスケジュール（予防計画改定、協定締結）

